

町営建設工事の現場代理人の兼務に関する取扱い

(平成 28 年 7 月 1 日西総第 16070103 号)

平成 28 年 7 月 1 日以降、町営建設工事の現場代理人の常駐義務を緩和することとし、以下の基準を満たす 2 件の工事の兼務を認めることとする。

1. 対象工事

- (1) 以下の基準を全て満たす場合は、2 件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。
ただし、諸経費を一体のものとして合冊入札している複数工事（分冊契約）又は随意契約している複数工事は、これらを 1 件として扱うものとする。
 - ① いずれも当初設計金額が 3,500 万円（税込）未満であること。
 - ② 工事場所が西和賀町内であること（国、県等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可）。
 - ③ 特記仕様書等により発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。
- (2) (1)のほか、建設業法施行令第 27 条第 2 項により密接な関係にある工事について同一の主任技師者が管理できると認められた 2 件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

2. 兼務の条件

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ、発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

3. 手続き

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4. 施工管理等

受注者は現場代理人を兼務させたことにより、安全管理の不徹底に起因する事故等が発生しないよう、工事現場における安全管理に一層配慮すること。

5. 兼務の取消

発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

- (1) 予期しない事態が生じたため、兼務を継続することが不相当と認められる場合
- (2) 条件等を偽りその他不正な手段により兼務を行った場合

6. 施行時期

平成 28 年 7 月 1 日以降契約する工事等について適用する。

ただし、契約済の工事であっても、1 の基準を満たし発注者が兼務を認めた（工事打合簿等の書面により明確となっていること）工事については適用できるものとする。

なお、平成 23 年 11 月 24 日付西総第 11112403 号「23.6.24 集中豪雨に伴う現場代理人の兼務に関する取扱い」は廃止する。

令和 年 月 日

現場代理人の兼務届

西和賀町長 ○○ ○○ 様

受注者 住所
氏名

下記のとおり 2 件の工事について現場代理人を兼務させたいので、届出します。

記

1 現在従事している工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

2 今後従事させたい工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

注1：上記1と2それぞれの監督職員あて提出すること。

注2：兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付すること。

注3：各工事の連絡員は複数名でも構わない。

現場代理人の兼務に係る特記仕様書

1 趣旨

本工事は、町営建設工事の現場代理人の兼務に関する取扱い（平成 28 年 7 月 1 日西総第 16070103 号。以下「兼務に関する取扱い」という。）に基づく現場代理人兼務対象工事であり、工事請負契約書別記第 10 条第 2 項に基づき、現場代理人について、工事現場における常駐を要しないこととすることができるものとする。

2 兼務できる工事

兼務に関する取扱い 1 に規定する町発注工事について、本工事を含む 2 件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

3 兼務の条件

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させる場合は各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

4 手続き

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

5 施工管理等

受注者は現場代理人を兼務させたことにより、安全管理の不徹底に起因する事故等が発生しないよう、工事現場における安全管理に一層配慮すること。

6 兼務の取消

発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

- (1) 予期しない事態が生じたため、兼務を継続することが不相当と認められる場合
- (2) 条件等を偽りその他不正な手段により兼務を行った場合